平成２３年（フ）第２６６２号
神奈川県藤沢市本鵠沼２丁目５－２－203
破産者　山口　　栄
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２７９８号
東京都足立区江北２丁目13番13号
破産者　有限会社丸学勝栄建設工業
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５２３６号
東京都町田市相原町1712－７
破産者　古川　尚哉
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５４３８号
東京都武蔵野市吉祥寺東町１丁目９－５
破産者　吉田　亜弓
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５６１号
東京都文京区大塚３丁目８－16－302
破産者　吉田　博文
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５５６３号
東京都目黒区碑文谷３丁目16－20－101、開始決定時の住所神奈川県川崎市多摩区長尾５丁目12－４
破産者　安井　萌奈
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６２３号
東京都羽村市緑ケ丘３丁目13－８－201
破産者　大内　民雄
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５６７３号
東京都足立区千住５丁目25－13－103
破産者　中村　征嗣
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７８５号
神奈川県相模原市南区古淵５丁目23－３－105
破産者　石田　雄人
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５７８８号
千葉県柏市布施961－118
破産者　二本柳　香（旧姓田中）
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８２３号
東京都大田区羽田４丁目15－18－203
破産者　松本　　浩
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８６０号
東京都板橋区常盤台４丁目29－４　パインハイムＢ－１
破産者　加藤　雅人
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５８７８号
神奈川県大和市中央林間５丁目６－５－303、開始決定時の住所神奈川県横浜市青葉区荏田町1476－１　カーサ・ビラ４Ｋ
破産者　山口　隆明
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９１８号
茨城県牛久市ひたち野西３丁目30番地１202
破産者　有限会社エコディー
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９６３号
東京都清瀬市中清戸３丁目410－１　ミルトニアガーデンＢ－104
破産者　矢作　龍也
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９７０号
東京都足立区西加平２丁目８－28－102
破産者　小倉　由実（旧姓中島）
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９７２号
東京都千代田区神田錦町２丁目５番地９
破産者　サイバーワークス株式会社
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９７３号
埼玉県川口市青木４丁目24－26－103
破産者　大塚　聡之
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９８３号
東京都江戸川区平井３丁目26－６
破産者　北原クミ子
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第５９８５号
東京都葛飾区東金町３丁目28－14
破産者　横塚　美穂
1　決定年月日　平成23年９月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部